

令和元年白老町議会議案説明会会議録

令和元年12月 6日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時20分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○出席議員(14名)

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
生活環境課長	本間力君
農林水産課長	富川英孝君
経済振興課長	藤澤文一君
税務課長	大塩英男君
町民課長	山本康正君
建設課長	下河勇生君
上下水道課長	本間弘樹君

高齢者介護課長	岩本寿彦君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
生涯学習課長	池田誠君
病院事務長	村上弘光君
消防長	越前寿君
建設課参事	舛田紀和君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより第2回定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算4件、条例の制定2件、条例の一部改正8件、諮問2件、合わせて16件であります。

順次、議案の説明をいただきますが、関連する議案については一括して説明することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それではそのように進めます。

日程第1、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議1-1、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

まず、第1条におきまして、今回の補正額、歳入歳出それぞれ9,690万8,000円の追加、総額を119億8,335万1,000円とする補正予算でございます。また、第2条におきまして、繰越明許費の設定がございます。

次のページをお開きください。3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、次ページの、2歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、5ページの「第2表 繰越明許費」でございます。8款土木費、5項都市計画費、事業名、公共下水道事業特別会計繰出金、金額1億2,129万2,000円であります。公共下水道事業特別会計における白老下水終末処理場MICS施設建設工事及び消化槽改築工事の財源の一部を一般会計から繰出金として繰り出しておりますが、当該事業の工事請負費が資材の調達遅延や労務者不足から工程に大きなずれが生じたため6億4,862万8,000円を次年度に繰り越すこととしたことから、財源としている一般会計繰出金につきましても繰り越すものがございます。

続きまして次のページ、歳入歳出事項別明細書、1歳入につきましては、後ほど説明をいたしますので、歳出から説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)議員報酬等18万3,000円の増額補正でございます。この後、議案第7号から第10号の令和元年度の人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正の説明で、勧告内容については説明いたしますが、議案第10号で提案する議会の議員の議員報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部改正により、期末手当 0.05 カ月分の引き上げを行うことから、不足分を補正するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、(1) 共通通信運搬経費、財源振替であります。国庫支出金の未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金事務費補助金 1,000 円が交付されることになったことによるものであります。(2) 庁舎管理経費 38 万 4,000 円の増額補正であります。需用費の燃料費であります。灯油の価格高騰に伴い実績見込みによる不足分を計上するもので、財源は一般財源であります。(3) 契約事務経費 51 万 3,000 円の増額補正でございます。需用費の消耗品費であります。平成 30 年度末に大手製紙会社による紙製品の値上げがあり、再生紙の契約単価も約 2 割の増加となったことから、不足分を計上するものであります。財源は一般財源でございます。(4) 光ネットワーク管理経費 201 万 4,000 円の増額補正でございます。需用費の修繕料であります。光ケーブルを橋がしている電柱等の移設に伴う変更修繕工事が当初見込みより増加していること。光回線の申し込みの増加に伴い、分配器増設工事を増加させて対応していることから、今後の見込み分を含め増額補正するものであります。財源は財産収入の光ネットワーク回線貸付料を全額充当するものであります。

8 目車両管理費、(1) 共用車等管理経費 26 万 8,000 円の増額補正であります。需用費の燃料費であります。ガソリン及び軽油の価格高騰に伴う不足分の計上で、財源は一般財源でございます。

次のページ、16 目町営防犯灯管理費、(1) 町営防犯灯維持管理経費 48 万円の増額補正であります。需用費の光熱水費であります。電気料の実績見込みによる不足分を計上するもので、財源は一般財源であります。

続きまして、3 款民生費、1 項 3 目身体障害者福祉費、(1) 障害者自立支援給付経費、財源振替であります。児童福祉法施行令第 24 条第 25 条の 2 及び第 27 条の 2 に定める、障害児の発達支援の利用者負担額の無償化を推進するため、市町村が行う障害児サービス利用者及び障害児支援サービス事業者に対する周知のための事業に対し、国庫補助金 3 万 2,000 円が交付されることから財源振替するものであります。なお、周知事業につきましては既存予算で対応いたします。

6 目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター管理運営経費 300 万円の増額補正でございます。需用費の燃料費 180 万円及び光熱水費 90 万 3,000 円は価格高騰及び使用料の増加による不足分の計上であります。使用料及び賃借料の下水道使用料 29 万 7,000 円につきましても使用料の増加によるものであります。財源は一般財源となります。

7 目福祉館費、(1) 福祉館管理運営経費 7 万 2,000 円の増額補正であります。需用費の燃料費であります。灯油及びガス代の使用料の増加による不足分の計上で、財源は一般財源であります。

2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 放課後児童対策事業経費 231 万 1,000 円の増額補正であります。臨時児童育成指導員賃金の増額補正であります。当初予算で 12 名分を計上しておりました。

たが、登録児童数の増加、特に支援が必要となる児童の増加に伴い、当初の人員では対応できないことから指導員4名をふやして対応することとし、所要額を増額するものであります。財源は一般財源でございます。

4目児童福祉施設費、(1)町立保育園運営経費96万2,000円の増額補正であります。ゼロ歳児及び1歳児の増加受け入れに伴い、年度途中より臨時保育士を3名加配したこと、及び嘱託職員である調理員からの退職申し入れに対し、新たな調理員を臨時職員として賃金で雇用することになったことによる不足分を増額するものであります。財源といたしまして、諸収入の保育所広域入所受託事業収入79万9,000円が納入されることから、これを充て、一般財源は16万3,000円であります。

続きまして、4款環境衛生費、2項1目環境衛生諸費、(1)有害昆虫・鳥獣駆除対策経費24万6,000円の増額補正であります。賃金の20万7,000円はヒグマ出没情報による出動回数が増加したこと。委託料は死亡鳥獣改修処理が当初見込みを上回る件数となっていることから、不足分をそれぞれ計上するものであります。財源は一般財源であります。

3目火葬場費、(1)白老葬苑火葬炉設備修繕事業27万5,000円の減額補正で、工事完了に伴う執行残の減額であります。財源であります。国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金20万円及び一般財源7万5,000円をそれぞれ減額いたします。

4目墓園費、(1)白老霊園及び町有墓地管理経費17万6,000円の増額補正であります。需用費の消耗品費であります。白老葬苑の誘導路に設置している積雪用スノーポールが腐食や老朽化により使用不能となっている箇所があることから、これらを交換するため予備を含め50本購入するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

次のページ、3項2目塵芥処理費、(1)環境衛生センター運営経費35万9,000円の増額補正でございます。需用費の燃料費31万円は灯油及び軽油の価格高騰及び使用料の増加による不足分であります。備品購入費4万9,000円は灯光器の老朽化による故障によりLED灯光器に交換するための経費の計上であります。財源は一般財源でございます。

4項1目病院事業費、(1)国民健康保険病院事業会計繰出金等5,000万円の増額補正であります。町立病院患者の伸び悩みなどにより医療収益が減少し、今後の資金繰りが厳しいことから、資金不足解消分として追加繰り出しするものであります。財源は一般財源となります。

6款農林水産業費、2項1目林業振興費、(1)森林・山村多面的機能発揮対策推進事業63万5,000円の減額補正であります。実績見合いにより負担金の不用額を減額するもので、財源も一般財源の減となります。(2)森林ガイド養成事業(地域おこし協力隊事業)398万円の減額補正でございます。森林ガイド養成のため、地域おこし協力隊の活用経費として継続1名、新規2名の予算を計上し2名の募集を行ってきたところでございますが、1名は採用できたものの、もう1名の応募がなく、今後の採用が厳しいことから募集を停止することとし、1名分の経費を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

次のページ、21ページになります。(3)林業担い手育成事業(地域おこし協力隊事業)398

万円の減額補正でございます。林業の担い手確保のため、地域おこし協力隊の活用経費として新規1名分の予算を計上し募集を行ってきたところでございますが、これまで応募がなく、今後の採用が厳しい状況から募集を停止することとし、全額減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)白老駅北整備事業139万6,000円の減額補正でございます。工事請負費のうち、インフォメーションセンター建設工事及び白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事につきましては入札差金の減額であります。また、喫煙所設置工事84万7,000円は、喫煙者に対する配慮と分煙を徹底させるために喫煙所を設置することとし、工事費を計上するものであります。財源は一般財源の減額であります。

2目企業誘致費、(1)企業立地助成金1,458万5,000円の増額補正でございます。白老町企業立地等促進条例に基づき、令和元年度より新たに助成金の対象となる固定資産税相当額の事業場施設設備助成及び雇用助成に係る経費を増額するものであります。内訳といたしまして、平成30年4月に完成したダイエットクック白老株式会社の工場増設に伴い、設置助成が858万4,200円、雇用助成が1人当たり30万円で600万円となります。財源は一般財源であります。

2項1目観光対策費、(1)観光資源管理経費54万3,000円の増額補正であります。白老駅観光トイレ及び観光案内ブースと自由通路が令和2年3月に供用開始される予定であることから、これらの維持管理に要する経費の計上でございます。需用費の消耗品費14万6,000円は、トイレや通路の清掃用具一式、光熱水費は3月分の電気料及び水道料の計上であります。役務費2,000円は火災保険料、委託料23万1,000円は清掃業務委託料であります。使用料及び賃借料の下水道使用料が2万5,000円、借上料8,000円はJR北海道からのトイレ等敷地借上料であります。備品購入費は掃除機やごみ箱等の備品を購入するものであります。財源は一般財源であります。

次のページになります。8款土木費、1項1目土木総務費、(1)土木施設管理事務経費432万1,000円の増額補正であります。用地測量調査業務委託料であります。字竹浦の町道竹浦温泉通り及び字虎杖浜の虎杖浜北4番通りの道路用地の一部が隣接する民地にかかっていることが判明し、現在所有者との協議を進めており、当該用地分を分筆確定するための測量経費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。

2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費571万8,000円の増額補正であります。需用費の光熱水費及び役務費の保険料は、自由通路の供用開始に伴う3月分の電気代及び火災保険料の計上であります。委託料の道路維持補修委託料及び使用料及び賃借料の道路維持補修用重機借上料につきましては、今後の見込み額を考慮し不足分を計上するもので、財源は一般財源でございます。

4目交通安全施設整備費、(1)交通安全施設維持補修経費32万9,000円の増額補正であります。維持補修委託料及び交通安全施設維持重機借上料について不足分を増額するもので、財源は一般財源であります。

3項河川費、次のページ、1目河川総務費、(1)河川施設維持補修経費34万3,000円の増額補正であります。維持補修委託料について不足分を増額するもので、財源は一般財源であります。

続きまして、9款消防費、1項1日常備消防費、(1)消防本部運営経費50万円の減額補正であります。役務費の通信運搬費の減額であります。電話回線利用料の値上げを見越した予算計上でありましたが、値上げされなかったことによる減額であります。一般財源の減額であります。(2)消防活動経費8万円の増額補正であります。需用費の燃料費30万円は、ガソリン及び軽油の使用料の増に伴う不足分の計上であります。役務費の保険料22万円の減は、入札執行残の整理による減額であります。財源は一般財源であります。(3)救急活動経費12万円の減額補正であります。需用費の燃料費30万円は、救急出動の増加に伴う不足分の計上であります。役務費の保険料5万円の減は、入札執行残の整理による減額、委託料の救急救命士実習委託料37万円の減は、気管挿管病院実習と室蘭地区の救急救命士就業後実習の割り当てがなくなったことによる減額であります。財源は一般財源の減額であります。(4)常備消防施設維持管理経費85万円の増額補正であります。需用費の燃料費は、重油及び灯油の価格高騰による不足分の計上であります。財源は一般財源であります。次のページ、(5)消防用資機材整備・更新事業106万9,000円の増額補正であります。本事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して実施する事業であります。このたび活動用備品を一部前倒しで購入することとし、役務費の手数料1万8,000円はトランシーバー4台分の登録申請手数料、備品購入費105万1,000円はトランシーバー4台、ガンタイプノズル2本などの活動用備品を購入するものであります。財源は調整交付金78万7,000円を充当し、一般財源は28万2,000円となります。(6)消防署西部出張所改修事業129万8,000円の計上であります。消防署西部出張所の老朽化による改修工事ではありますが、雨漏り対策として庁舎北東側屋根の軒先部分及び窓枠を改修するため工事費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。

2目非常備消防費、(1)消防団活動経費7万円の減額補正であります。保険料の減は入札執行残の整理による減額であります。財源は一般財源であります。(2)消防団資機材整備事業300万円の増額補正であります。本事業につきましても特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業ではありますが、交付金の増額分の活用により、来年度予定の消防団資機材整備事業を前倒しで実施することとし、照明器具やエンジンカッターなどの資機材整備に要する経費300万円を計上するものであります。財源は調整交付金230万円を充当し、一般財源は70万円となります。

3目消防施設費、(1)消防水利維持保全経費130万円の減額補正であります。次の事業で説明いたしますが、今年度社台地区町有地に新設する防火水槽設置工事が施工方法の見直しにより工事費が増額することから、今年度予定していた社台地区の消火栓更新工事を凍結することとし減額するものであります。財源は一般財源の減であります。(2)防火水槽新規設置事業321万1,000円の増額補正でございます。国道36号拡幅に伴い、移設を余儀なくされた防火水

槽につきまして、本年度社台地区町有地に新設することとしておりましたが、地質調査の結果、地下水位が想定以上に高く、施工方法の見直しをせざるを得ない状況から工事費を増額することとし、不足分を補正するものでございます。財源であります、当初消防防災施設補助金を一部充当することとしておりましたが、本年度より補助対象が防火水槽2基以上とされたことで補助金が未交付となったことから、国庫支出金を全額減額するとともに、歳出の増額分と合わせ一般財源は595万4,000円の増となります。

4目災害対策費、(1)防災センター管理経費48万4,000円の増額補正であります。需用費の光熱水費は、実績見込みによる電気料及び水道料の不足分の計上であります。財源は国の防災センター管理委託金を全額充当するものであります。

続きまして、次のページ、10款教育費、2項1目学校管理費、(1)小学校施設管理経費273万円の増額補正であります。需用費の光熱水費であります、単価高騰などによる不足分の増額で、財源は一般財源の増であります。(2)小学校施設整備事業34万2,000円の減額補正であります。竹浦小学校複式学級第二黒板設置工事であります、入札による差金を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

3項中学校費、1目学校管理費、(1)中学校施設管理経費334万9,000円の増額補正でございます。需用費の燃料費64万2,000円、及び光熱水費270万7,000円の増は、単価高騰などによる不足分の計上で、財源は一般財源の増であります。(2)中学校コンピュータ教室パソコン更新事業139万7,000円の減額補正であります。入札差金の減額であります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金80万円、一般財源59万7,000円の減となります。(3)中学校施設整備事業22万3,000円の減額補正であります。白老中学校暖房用変圧器取替工事であります、入札による差金を減額するもので、財源は一般財源の減であります。

4項2目公民館費、(1)中央公民館受電設備改修事業74万8,000円の減額補正であります。入札差金の減額であります。財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金50万円、一般財源24万8,000円の減となります。

次のページ、3目図書館費、(1)図書館運営経費13万7,000円の増額補正であります。需用費の燃料費及び光熱水費は、灯油及び電気料の価格高騰に伴う不足分の計上であります。財源は一般財源であります。

4目文化財保護費、(1)文化財施設管理経費13万4,000円の増額補正であります。需用費の修繕料であります、仙台藩白老元陣屋跡の男子トイレ洗面器の破損に伴い、修繕経費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。

5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)資料館運営経費62万3,000円の増額補正でございます。需用費の燃料費は灯油の価格高騰などによる不足分、印刷製本費は資料館パンフレットの増刷分、光熱水費は実績見込みによる電気料の不足分、修繕料は駐車場照明器具の不良による交換経費の計上であります。役務費の通信運搬費は電話料の不足分、手数料はストーブ分解整備の経費を計上するものであります。財源は資料館入館料が入り込み数の増により18万円

を増額充当し、一般財源は44万3,000円でございます。

6項1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)学校給食食材経費60万6,000円の増額補正であります。給食食数の増加に伴い食材購入経費を増額するものであります。財源は雑入の給食費収入を増額充当いたします。

次に、13款給与費、1項1目給与費、(1)職員等人件費408万3,000円の増額補正でございます。議員報酬等の増額補正でご説明したとおり、令和元年度人事院勧告に基づく法律の改正に伴う条例改正により、一般職については給料平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当0.05月分を引き上げること。また、特別職におきましては期末手当0.05月分を引き上げることから、これに必要な給料及び職員手当等を増額するものであります。増額分の財源は一般財源でございますが、国庫支出金の子ども子育て支援事業費補助金89万1,000円の増額、さらに未婚の児童扶養手当受給者に対する給付費事務費補助金2,000円が交付されることから、これを人件費に充当するもので、一般財源は319万円となります。

最後に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金341万3,000円の増額補正でございます。農業振興基金積立金100万円でございますが、株式会社敷島ファーム様より農業振興資金として指定寄付があり、これを積み立てるものであります。次の文化振興基金積立金2万円は、ミュージックオフィス宮澤の代表宮澤和史様より文化振興資金として指定寄付があり、これを積み立てるものであります。次に、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金239万3,000円は、ふるさと納税の8月確定による1カ月分の指定寄付金478万4,000円のうちのおおむね2分の1を積み立てるものであります。なお、ふるさと納税は10月末現在で1億4,946万1,000円、前年同期との比較で915万6,000円の増となっております。以上で歳出の説明は終了させていただきまして、歳入の一般財源のみ説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。下から2段目の、21款繰越金になります。前年度繰越金8,964万2,000円は、歳出総額に対する歳入不足分として計上するものでございます。これによりまして繰越金の留保額は2,733万7,000円となるものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越明許費の補正であ

ります。内容につきましては次のページ、「第1表 繰越明許費」をごらんください。1款公共下水道事業費、2項下水道整備費、管渠及び処理場整備費、繰越額は6億4,862万8,000円です。本件は、白老下水終末処理場における汚水処理施設共同整備事業、通称M I C S施設の建設工事及び消化槽改築工事に係る工事請負費を翌年度に繰り越すものであります。M I C S事業については、平成30年、31年度の2カ年事業であります。昨年来全国的な作業従事者、技術者の不足、資機材確保に時間を要する状況が続いており、現在工事の進捗率は7割ほどあります。年度内での繰り越しが困難な状況になったことから所要の額を繰り越すものであります。また、今年度と来年度の2カ年で予定しております消化槽改築工事につきまして、国の補助要件として設計段階における資機材価格の実態調査を行う必要があり、所要の期間を要したことなどから必要な工期を確保するため、合わせて繰り越しを行うものであります。以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のあり方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） このM I C S事業なのですけれども、私たち古い議員はわかっているのですけれども、新しい議員さんはわからないと思うので、できれば新しい議員さんにM I C S事業の簡単な説明みたいなものをしていただければ、当日きちんとした判断ができるのではないかと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） ただいまのご質問ですけれども、M I C S事業につきまして、今簡単にご説明を申し上げますと、従来し尿を各家庭からくみ取りで排出されるし尿、そちらのものと、あと下水道で各家庭から排出されるもの、それは従来はそれぞれで処理を行ってまいりましたが、し尿施設の老朽化などありまして、このM I C S事業の中でし尿と下水道の汚水、これを合わせて処理をするための施設を昨年度、それと今年度と2カ年にわたって建設を進めていると、こういう状況でございます。資料は当日までにご用意したいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑をお持ちの方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） それでは議3-1をお開きください。議案第3号 令和元年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員給与費の増額補正であります。

内容につきましては、議3-3の令和元年度白老町水道事業会計補正予算説明書をごらんく

ださい。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目給与費について、本年度の人事異動等に伴いまして給料、職員手当及び法定福利費の不足が見込まれることから、計228万8,000円を増額するものであります。なお、議3-2令和元年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書については記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは議4-1をお開き願います。議案第4号でございます。

令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、他会計からの繰入金5,000万円を歳入として増額補正するものであります。

第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額8億7,775万2,000円に5,000万円を追加し、9億2,775万2,000円とする内容になってございます。

議4-2でございます。令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

議4-3の収益的収入についてご説明申し上げます。今回の補正の内容につきましては、一般会計より他会計補助金として5,000万円を医業外収益に増額計上する内容となっております。内訳でございますが、患者数の伸び悩みに伴う医業収益の減少から資金不足解消分として追加の繰り出しを増額補正する内容となっております。なお、地方公営企業法で定める一般会計負担金の繰り出し基準に基づき不採算地区病院の運営経費として計上しておりますが、歳入不足補てん目的となることから、会計区分は基準外繰出金としての扱いとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5及び日程第6の議案第5号と議案第6号は、関連がありますので一括して説明して

いただきます。

議案第5号 白老町会計年度任用職員制度の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは議5-1、議案第5号であります。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議5-13をお開きください。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

それでは改正の内容を説明資料でご説明いたします。次のページをお開きください。議案第5号から第6号の説明資料です。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要でございます。

まず、(1) 制定理由でございます。非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

会計年度任用職員制度のポイントであります。特別職非常勤職員を行政機関及び附属機関の委員等に限定するとともに、臨時職員、嘱託職員を廃止し、全てフルタイムまたはパートタイムの会計年度任用職員とするものです。6月以上任用されるフルタイムと週15時間30分以上勤務するパートタイムの職員には期末手当が支給されるほか、休暇についても正職員と同様の休暇が付与されることとなります。また、給与条例主義のもと、給与については法律または条令に基づかない限り支給することができないとされていることから、新たに会計年度任用職員の給与を定めるものでございます。

(2) 主な内容について説明させていただきます。

①給与の種類（第2条）、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員に支給する給与及び報酬、手当の種類について定めるものでございます。

②フルタイムの会計年度任用職員の給料（第3条から第6条）でございます。フルタイムの会計年度任用職員の給料表は一般行政職給料表を準用し、職務の級、支給について定めるものでございます。なお、職種ごとの職務の内容、号棒については規則による定めとなります。

③フルタイムの会計年度任用職員の手当等（第7条から第16条）であります。フルタイムの会計年度任用職員に支給する手当は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当とし、任期の定めが6月以上の場合は期末手当を支給し、時

間外勤務手当の算定根拠となる勤務時間 1 時間当たりの給与額、欠勤時の給与の減額についても定めるものでございます。

④パートタイムの会計年度任用職員の報酬（第 17 条から第 22 条、第 24 条から第 26 条）がありますが、パートタイムの会計年度任用職員の報酬は、月額、日額、時間額とし、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬について定めるものでございます。

⑤パートタイムの会計年度任用職員の期末手当（第 23 条）ですが、パートタイムの会計年度任用職員で任期の定めが 6 月以上の場合は期末手当を支給するものでございます。

⑥パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償（第 28 条、第 29 条）がありますが、パートタイムの会計年度任用職員が通勤手当の支給要件に該当するとき、公務のための旅行に係る費用を負担するときは、通勤に係る費用弁償、その旅行に係る費用弁償をそれぞれ支給するものでございます。

次に、2、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要（議案第 6 号）でございませう。

（1）制定理由でございませう。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため本条例を制定するものでございませう。

（2）改正する条例でございませうが、記載のとおり一部改正条例が①から⑩までの 11 の条例でございませうけれども、①から⑧、⑩の改正については議案第 6 号で説明させていただきます。また、⑨職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第 7 号で改正するものでございませう。最後の⑩白老町交通安全指導員配置条例の廃止は、本条例の附則で廃止するものでございませう。

次に、議 5－10 にお戻りいただきまして、附則でございませう。

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（白老町交通安全指導員設置条例の廃止）

2 白老町交通安全指導員設置条例（昭和 51 年条例第 5 号）は、廃止する。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

続きまして、議 6－1 をお聞きください。議案第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

最初に議案説明であります。議 6－5 をお聞きください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため本条例を制定するものであります。

関係条例の一部改正は 9 件ございませうけれども、具体的な内容につきましてはそれぞれの新旧対照表でご説明いたします。

次のページ、議6-6をお開きください。白老町議会議員の政治倫理に関する条例新旧対照表でございますが、臨時職員等の文言を会計年度任用職員等に改めるものでございます。

次に、白老町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表でございますけれども、同じく会計年度任用職員のうち、フルタイムの職員について該当させるための改正でございます。

議6-7、白老町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表でございますけれども、同条例第3条の休職の効果に心身の故障のため長期の休養が必要な会計年度任用職員の休職の期間を任期の範囲内に限定するため、第4項を加えるものでございます。

次に、白老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表でございますけれども、同条例第3条に定める懲戒処分による減給の効果の減額相当額の算定の基礎に、パートタイムの会計年度任用職員の報酬額を用いるための改正でございます。

議6-8、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表でございますけれども、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

次に、白老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございますけれども、第7条は、育児休業のため基準日において6カ月に満たない会計年度任用職員については、期末手当の支給対象外とするための改正でございます。また、8条は育児休業から復帰した会計年度任用職員を号棒の調整の対象とするための改正でございます。

続きまして、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表でございますけれども、第2条第2項(2)非常勤職員を会計年度任用職員に改めるとともに、地方公務員法第22条の改正に伴う所要の整備をするものでございます。

議6-10をお開きください。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございますけれども、嘱託医、生活館等の管理人、青少年指導員及びスポーツ推進委員が特別職非常勤職員から会計年度任用職員になるため、別表の該当する規定を削除するものでございます。

議6-12、白老町職員等の旅費に関する条例新旧対照表でございますけれども、別表中の嘱託職員、臨時職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

以上で、議案第5号及び議案第6号の議案説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号と議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号と議案第6号の議案説明を終わります。

次に、日程第7から日程第10の議案第7号から議案第10号は関連がありますので、一括して説明していただきます。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議7-14をお開きください。職員の給与に関する条例の一部改正について。令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和2年1月期で所要の調整を行うことのほか、寒冷地手当等の給与額への加算や会計年度任用職員の給与に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容を説明資料でご説明いたします。議7-27の次のページをお開きください。議案第7号から第10号の説明資料でございます。職員の給与に関する条例等の一部改正の概要です。まず、令和元年の人事院勧告のポイントです。月例給、ボーナスともに引き上げでございます。

① 民間給与との格差（0.09%）を埋めるため、給料表の水準を引き上げ（平均0.1%）の給料を引き上げるものでございます。

② ボーナスを引き上げ（0.05月分）、勤勉手当に配分するものでございます。

③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当額の上限を引き上げるものでございます。

以上の給与に関する勧告によりまして、1、給料表の改正を行うものでございます。

① 行政職給料表でございますけれども、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒初任給1,500円、高卒初任給を2,000円引き上げし、これを踏まえて30歳代半ばまでの職員が在職する号棒について改定するものでございます。

② その他の給料表の医療職給料表（二）及び（三）についても行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、一般職の任期付職員（特定任期付職員）の給料表についても改定するものでございます。

2、職員の期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改正であります。

① 年間の支給月数を4.45月分から4.50月分に0.05月分引き上げるものでございます。

② 引き上げ分は勤勉手当に配分する改正を行います。

③本年度分の0.05月分の引き上げは、12月期の勤勉手当に配分いたします。令和2年度以降は、6月と12月期の勤勉手当に均等に配分することとなります。また、一般職の任期付職員（特定任期付職員）についても0.05月分引き上げるものでございます。なお、一般職の任期付職員の条例改正は議案第8号で提案しているものでございます。これらの支給月数の改正については表のとおりとなっております。

次のページになります。3、特別職の期末手当であります。

①町長、副町長、教育長の特別職並びに、②議員の皆様様の期末手当についても職員の支給割合に準拠して0.05月分を引き上げる改定を行うこととしております。また、支給方法等は職員と同様となります。特別職と議員の皆様様の条例改正は、議案第9号、第10号で提案をしているものでございます。

4、住宅手当の改定であります。民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

5、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額の算出基準の改定であります。時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間あたりの給与額の算出基準に寒冷地手当を含めるものでございます。

6、実施時期でございます。

①給料表の改定であります。平成31年4月1日にさかのぼって適用いたします。

②期末・勤勉手当の改定ですが、令和元年度の12月支給分の勤勉手当について0.05月分引き上げるものであり、こちらもさかのぼって適用いたします。また、令和2年度分の改定は、令和2年4月1日から適用いたします。

③差額の支給ですが、給料表の改定、期末・勤勉手当の改正分の遡及適用による差額は来年1月の給与支給日にあわせて支給するものでございます。

④住居手当、⑤1時間あたりの給与額算出基準の改定は、令和2年4月1日から適用いたします。

これらの施行日、適用日、経過措置については、この一部改正条例の附則の第1項から第4項に条文を分けて整理しております。附則の朗読は省略させていただきます。

7、改定による影響見込みでございますけれども、①職員は全会計で給料144万8,000円、期末・勤勉手当392万円、合計536万8,000円となります。②町長、副町長、教育長については、期末手当16万3,000円。③議会議員の報酬については期末手当18万3,000円と試算しております。このたびの補正予算案において、一般会計の職員分と理事者並びに議員の所要の額を提案してございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議8-1をお開きください。議案第8号 白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

最初に議案説明であります。議8-2をお開きください。白老町一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部改正について。

令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、一部特定任期付職員の給料月額引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表について説明いたします。まず、白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表でございます。第1条による改正でございますけれども、特定任期付職員の給料表のうち、改正前の1号棒の給与月額37万4,000円を、改正後37万5,000円に改正するものでございます。また、期末手当については、令和元年度の12月期分の支給を100分の167.5から100分の172.5に改正するものであります。

次のページ、第2条による改正でございます。令和2年度以降は、6月期と12月期の期末手当をそれぞれ均等に100分の170とするための改正であります。

議8-1にお戻りください。附則でございます。附則。施行期日等、この条例は公布の日から施行する。第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号をお開きください。議案第9号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議9-3をお開きください。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、令和元年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、令和2年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものでございます。

次に、新旧対照表についてご説明いたします。改正後の欄をごらんください。期末手当の100分の225は、令和2年の6月、12月分の支給月数として支給するものであります。それで令和元年12月の支給月数は附則第2項に規定しておりまして、議9-1に戻ってください。

附則でございます。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

2 令和元年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中

「100分の225」とあるのは「100分の227.5」とする。

(期末手当の内払)

3 改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなして差額を支給することになります。以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議10-1をお開きください。議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議10-3をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

令和元年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.09%の引き上げ、特別給(期末勤勉手当)の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行いました。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、令和元年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、令和2年度以降の期末手当は6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.25月分に改正するものであります。先ほど議案第9号でご説明しました内容と同様でありますので、新旧対照表、附則についての説明を省略させていただきます。以上で、議案第7号から第10号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号から議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号から議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長(藤澤文一君) それでは、議11-1をお開きください。議案第11号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

次のページ、議11-2をお開きください。附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次のページの議11-3をお開きください。議案説明でございます。白老港に係る港湾施設使用料については、登別漁港利用者との均衡を図るため、北海道漁港管理条例に定める利用料に準拠し設定しているところでありますが、同条例が令和元年10月1日に改正され利用料の改定

が行われたことから、当該施設においてもこれに準じた使用料の改定を行い、令和2年4月1日より施行するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、議11-4をお開きください。白老町港湾施設管理条例新旧対照表でございます。このたびの改正でございますが、この条例の別表のうち、けい留施設使用料の漁船及び港湾施設用地等使用料の漁港区の使用料を改定するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議12-1をお開きください。議案第12号 白老町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案については、先般全員協議会でご説明をさせていただきました。来年4月からの下水道会計の企業会計移行に向けた関連条例の改正となっております。

議12-9の次に説明資料を添付しております。白老町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、関連条例5件の改廃を一括して行うものであります。主な改正内容です。

1、白老町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。条例の名称に下水道事業の文言を加え、「水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」といたします。また、本条例の中で公営企業として下水道事業を設置すること。地方公営企業法の規定の全部を適用すること。さらには下水道事業の規模や能力等について規定いたします。

これに伴いまして、2、白老町公共下水道設置条例と、3、白老町公共下水道事業特別会計条例の現行条例については廃止をいたします。

次に、4、白老町下水道条例の一部改正は、企業会計移行に伴いまして、各条項中、規則を規程に改める文言の整理を行うものであります。

5、白老町課設置条例の一部改正については、町長部局から独立した公営企業として組織の位置づけがかわることから、上下水道課に関する条項を削除する改正となります。

最後に、条例の施行期日ですが、令和2年4月1日であります。議案の説明は以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 12 号の議案説明を終わります。

日程第 13、議案第 13 号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 13-1 をお聞きください。議案第 13 号 白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に議案説明であります。議 13-3 をお聞きください。白老町職員定数条例及び白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

本町の公共下水道事業について、地方公営企業法の全部を適用し公営企業会計に移行すること並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴う規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表についてご説明いたします。まず、白老町職員定数条例新旧対照表ですが、同条例の対象外である臨時または非常勤職員を会計年度任用職員に改めるとともに、公共下水道事業特別会計を公共公営企業会計に移行することに伴い、町長の事務局の職員を 200 人から 195 人に 5 人減員し、地方公営企業関係職員を 5 名増員して 10 人から 15 人に改めるものでございます。

次に、白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表ですが、第 2 条の給与の種類の規定に会計年度任用職員を加えるとともに、管理職員特別勤務手当の支給に係る規定について所要の整備をするものでございます。また、非常勤職員の給与に係る規定を会計年度任用職員の給与の規定に改めるものでございます。

議 13-2 にお戻りください。附則でございます。この条例、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。以上で議案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 13 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 13 号の議案説明を終わります。

日程第 14、議案第 14 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議 14-1 をお聞きください。議案第 14 号 白老町水道事業

給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページ、附則でございます。この条例は、令和2年1月1日から施行する。

続いて、議14-3、議案説明でございます。水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者、いわゆる水道の指定業者でございますが、この指定制度に有効期限が設けられ、5年後との更新手続きが必要とされたことから、これらに対応する規定の整備や更新申請手数料の額を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴い、同令を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容ですが、議14-4、新旧対照表をごらんください。1番下のところになります。別表第3に現行の申請手数料と合わせて、5年後との更新手数料を同額の1件につき1万円として規定を追加しております。その他の改正点については文言の整理など、下線部のとおりでありますので説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の議案説明を終わります。

日程第15及び日程第16、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、この議案は、人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配布される議案であります。

よって、本日の議案説明においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、第2回定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午前11時20分）